

公立大学法人福井県立大学 大学案内２０２２、大学院案内２０２２制作業務について、
提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和２年８月５日

公立大学法人福井県立大学
理事長 山田 賢一

１ 提案書の提出に係る事項

（１） 業務名

公立大学法人福井県立大学 大学案内２０２２、大学院案内２０２２制作業務

（２） 契約期間

契約締結日から令和３年５月３１日

（３） 業務内容

公立大学法人福井県立大学 大学案内２０２２、大学院案内２０２２制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

（４） 提案上限金額

８，６９０，０００円（消費税および地方消費税を含む。）

２ 提案書を提出できる者に必要な資格

提案書を提出することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則
（平成１９年公立大学法人福井県立大学細則第１７号）第４条に基づき事務局長が定
める競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でない
こと。
- （２） 受審資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民
事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされて
いない者であること。
- （４） 福井県内に本社または支店等の制作拠点がある者であること。
- （５） 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその
支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団
員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第
２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定す

- る暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供給するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 平成27年度以降において、本学が令和2年5月に発行した大学案内2021に相当する頁物の印刷物を制作(企画およびデザインを含む。)した実績を有する者であること。
- (7) この業務の実施について、その体制が十分であり、迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。

3 実施要領の交付等に関する事項

- (1) 実施要領の交付は、本学ホームページで公開する。
- (2) プロポーザルに関する問合せ先
- 〒910-1195
- 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
- 公立大学法人福井県立大学企画広報室
- 電話 0776-61-6000

4 受審資格の確認に関する事項

- (1) 提案書を提出しようとする者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて受審資格の確認の申請をしなければならない。
- (2) 参加申込書の提出期限
- 令和2年8月21日(金) 16時
- (3) 参加申込書の提出方法
- 持参または郵送すること(郵送の場合は提出期限までに到着すること。)
- (4) 参加申込書の提出先
- 3(2)に同じ

5 審査会の実施に関する事項

- (1) 日時
- 令和2年9月15日(火)
- なお、各社の時間割については別途通知する。
- (2) 場所

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス

- (3) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により実施方法を WEB 会議システム「Zoom」に変更する場合がある。なお、変更する場合は別途通知する。

6 受託予定者の決定に関する事項

5 の審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を受託予定者とする。

7 その他

- (1) 提案資格の喪失

実施要領による。

- (2) 契約書作成の可否

要

- (3) 契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第 38 条の規定による。

- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

- (5) この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。